

次期（R8～R12）霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針（案）

霞ヶ浦河川事務所

1. 取組方針の改定の経緯

1) 取組方針の改定の経緯

- 現行の「霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針」は、平成28年8月31日（第2回協議会）に策定された。当初の取組方針策定から5カ年が経過した令和3年5月27日（第8回協議会）と令和4年6月10日（第9回協議会）に取組方針のうち、主な取組内容等が改定されている。

○ 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生。
→ 平成27年12月10日 社会資本整備審議会答申「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」
→ 平成27年12月11日 国土交通省は「**水防災意識社会再構築ビジョン**」として全ての直轄河川とその沿川市町村において、令和2年度を目処に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととした。

・平成28年5月30日 「霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会（仮称）」の設立（第1回減災対策協議会）
・平成28年8月31日 「霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針（案）」の提案（第2回減災対策協議会）

○ 平成28年8月、台風第10号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生。
→ 「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、国土交通省は緊急的に実施すべき事項について「**水防災意識社会**」の再構築に向けた**緊急行動計画**（以下、「緊急行動計画」という）をとりまとめ（平成29年6月20日）。
→ **水防法の改正（平成29年6月19日施行）** 多様な関係者の連携体制を構築する大規模氾濫減災対策協議会制度と中小河川の浸水実績等を水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設するとともに、要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化を制定。

・平成30年5月29日 水防法に基づく大規模氾濫減災対策協議会として「霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設置

○ 中国・四国地方に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨をはじめとする大規模水害の発生
→ 平成30年12月13日 社会資本整備審議会答申「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」…多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべき
→ 国土交通省 **緊急行動計画を改定**（平成31年1月29日）
→ 国土交通省 **通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について**」（平成31年3月29日）

○ 令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発
→ 令和2年7月 社会資本整備審議会答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」答申
→ 国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、**流域治水への転換**を推進。防災・減災が主流となる社会を目指す。

・令和元年台風第19号（10/12～10/14）の降雨により、常陸河水門下流の利根川の水位が高いまま継続した。そのため、水門を開放することができなかった。
・利根川の増水はH27関東東北豪雨時より30cmも高くなり、13日16時15分頃から14日7時まで常陸川水門から霞ヶ浦側に逆流した。逆流量は少なく、霞ヶ浦の水位上昇にはほとんど影響がなかった。逆流時に塩分濃度は上昇しなかった。

1) 取組方針の改定の経緯

- 令和3年5月10日 **災害対策基本法を一部改正** 令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など全国各地で頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図る
 - 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村が個別避難計画を作成することを努力義務化。
- 令和3年5月10日 **気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る流域治水関連法を一部改正**
 - 今既に激甚化している水災害に対応するため、①国・都道府県・市町村が早急実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「流域治水プロジェクト」を速やかに実施すること、②現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による流域治水を更に拡充する法的枠組みを制定。
- 令和3年7月15日 **水防法を一部改正** 流域治水関連法の一部改正に伴い、上流から下流、本川・支川などの流域全体を俯瞰し、国・都道府県・市町村、さらに企業や住民等のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進するために、法的枠組みにより実効性を高め、強力で推進する
 - 水害時及び土砂災害時における要配慮者利用施設の利用者の実効性のある避難の確保を確保なものとするため、要配慮者利用施設の管理者等に市町村長への避難訓練の報告が義務付けるとともに、これらの報告を受けた市町村長が避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告できる法的枠組みを制定。

- ・当初の取組方針策定から5か年の経過
- ・令和3年5月27日 平成31年3月29日通知を踏まえ、次期5か年を目標年限とした「**霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針**」の改定を提案(第8回協議会)

- ・令和4年6月10日 「**霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針**」の改定を提案(第9回協議会)

- 令和5年8月30日 流域治水の推進に向けた普及施策の行動計画をとりまとめた「**水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会**」とりまとめを公表
 - 住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、①知る、②捉える、③行動することで自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進

- 令和6年10月 霞ヶ浦流域の**住民防災意識調査**の実施
 - 霞ヶ浦流域の浸水想定区域内(国管理区間)の市町村住民を対象に、現時点の防災意識到達度を把握し、防災・減災対策の取組項目検討の基礎資料とすることを目的に、Webアンケート調査を実施

- 令和8年2月27日 次期5か年を目標年限とした取組方針に向けた**関係機関との意見交換会**を実施
 - 霞ヶ浦流域大規模氾濫時に関する減災対策協議会の構成員である関係機関を対象に、**令和3年度～令和7年度に実施した取組内容等のフォローアップ調査結果**、Webアンケート方式による住民防災意識調査結果を踏まえて、次期取組方針の策定に向けた意見交換会を実施

- ・令和8年5月〇〇日 令和7年5月13日事務連絡を踏まえ、次期5か年を目標年限とした取組方針の改定

2) 現時点の事業内容(霞ヶ浦流域治水プロジェクト2.0)

霞ヶ浦流域治水プロジェクト2.0【位置図】

～地方都市の生活を守る流域治水の推進～

R7.3更新

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、以下の取り組みを一層推進していくこととし、さらに霞ヶ浦の国管理区間においては、気候変動(2℃上昇)下でも目標とする治水安全度を維持するため、戦後最大流量を記録した平成3年10月洪水に対し2℃上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水を、安全に流下させることを目指すとともに、多自然川づくりを推進します。
- 霞ヶ浦沿岸の多くは低平地であり、堤防が決壊した場合、浸水被害が長期に渡る為、流域内の降雨を貯留または浸透させる対策を行いつつ、流入河川の河道掘削や堤防整備等のハード対策を進めることにより、流出抑制を図る。さらに災害リスクの低い土地利用を含め、住民の具体的な避難行動の仕組みづくりと避難体制等の強化を促進して、防災意識向上の為の取り組みを実施する。これらの取り組みを実施していくことで、戦後最大の平成3年10月洪水と同規模の洪水に対し、霞ヶ浦流域一体となった協働による対策を進める。

凡例

- 霞ヶ浦流域
- 霞ヶ浦流域治水協議会内流域市町村
- 浸水範囲(平成3年洪水実績)
- 国管理区間

位置図



● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

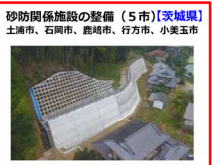
- 堤防整備、波浪対策、河道掘削、調節池整備、水位調整施設
- 施設の耐水化の整備、排水施設の整備
- 砂防関係施設の整備
- 治山事業、森林整備、ため池やクレークの治水利用、浸透ます、浸透管の整備、透水性舗装の整備、雨水貯留施設の整備、都市計画法宅地開発事業、水田貯留(田んぼダム)等
- ため池やゴルフ場の池などの事前放流、河川の事前水位低下操作

● 被害対象を減少させるための対策

- 立地適正化計画の制定(居住誘導区域への災害リスクの考慮)、補助金・交付金を活用した対策状況(専ら地震対策であるものを除く)都市防災総合推進事業、まちづくりと一体となった土砂災害対策の推進、防災指針の策定等

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 広域避難計画の策定、タイムラインの策定、タイムラインのさらなる普及活動の実施、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保、避難確保計画に基づいた訓練の実施、緊急排水計画策定及び訓練実施、ハザードマップの周知および住民の水害リスクに対する理解促進の取組、SNS等を活用した情報伝達、気象情報の充実・予測精度の向上、防災気象情報の普及・啓発
- 危機管理型水位計・監視カメラの整備
- 水害リスク空白域の解消
- 防災拠点の整備(まちづくりとの連携)
- 広域的な連携・協力(水防訓練の実施)
- 移动式排水ポンプ車の導入及び操作講習会の実施等



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策には、危機管理対策等は含まれていない。

2) 現時点の事業内容(霞ヶ浦流域治水プロジェクト2.0)

霞ヶ浦流域治水プロジェクト2.0【流域治水の具体的な取組】 ～地方都市の生活を守る流域治水の推進～

R8.4更新

<p>戦後最大洪水等に対応した河川の整備(見込)</p>  <p>整備率: 89% (概ね5か年後)</p>	<p>農地・農業用施設の活用</p>  <p>5市町村 (令和7年度末時点)</p>	<p>流出抑制対策の実施</p>  <p>12施設 (令和6年度実施分)</p>	<p>山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策</p>  <p>治山対策等の実施箇所 87箇所 (令和7年度実施分) 砂防関連施設の整備数 0施設 (令和7年度完成分) ※施工中 0施設</p>	<p>立地適正化計画における防災指針の作成</p>  <p>6市町村 (令和7年12月末時点)</p>	<p>避難のためのハザード情報の整備</p>  <p>洪水浸水想定区域 774河川 (令和8年3月末時点) 内水浸水想定区域 14団体 (令和8年3月末時点)</p>	<p>高齢者等避難の実効性の確保</p>  <p>洪水 440施設 避難確保計画 土砂 45施設 (令和7年9月末時点) 個別避難計画 18市町村 (令和5年1月1日時点)</p>
---	---	---	--	--	--	---

※下線は利根川水系流域全体での集計値

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

堤防整備・河道掘削

昭和13年6月の水害を契機に、昭和14年から下流部10kmの河川改修事業に着手。その後、局所的な改修を経ながら、昭和55年には、河口からJR水戸線までの約42kmについて一貫した全体計画が策定され、現在はこの計画に基づいた改修を進めている。



河川改修事業区間平面図



改修計画断面図



改修イメージ写真

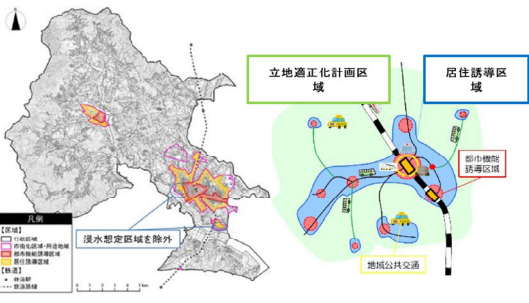
(実施主体)茨城県

被害対象を減少させるための対策

水害リスクを考慮した居住誘導区域の設定

立地適正化計画とは、従来の都市計画マスタープランの土地利用計画に加えて、市町村が居住や福祉・医療・商業等の都市機能の誘導を行う計画である。近年頻発・激甚化している自然災害に対応するため、災害リスクを考慮した区域設定を行っている。

◆水害リスク考慮のポイント
立地適正化計画にて定める居住誘導区域から浸水想定区域を除外



(実施主体)石岡市

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

マイ・タイムライン講習会の様子

■ 理解促進の取組(市町村、県、国)



▲稲敷市



▲潮来市

マイタイムライン講習会



▲神栖市



▲稲敷市

マイタイムライン講座(外国人・小学校)

3) 減災対策協議会の位置付け

- 霞ヶ浦流域においては、「霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針」における「避難・水防対策」の取組は、「霞ヶ浦流域治水プロジェクト」の枠組の1つとなっており、流域治水プロジェクトのソフト施策(被害の軽減、早期復旧・復興のための対策)として取り組まれている。

流域治水協議会

霞ヶ浦流域治水協議会

(設立: 令和2年8月6日)

※霞ヶ浦流域内の河川整備が必要な河川

【主な協議事項】

・上記以外の森林や農地等を含めた流域治水による総合的な取組に関する事項

【水防法】大規模氾濫減災対策協議会

霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する

減災対策協議会

(設立: 平成28年5月30日)

※洪水により相当な損害が生じる河川

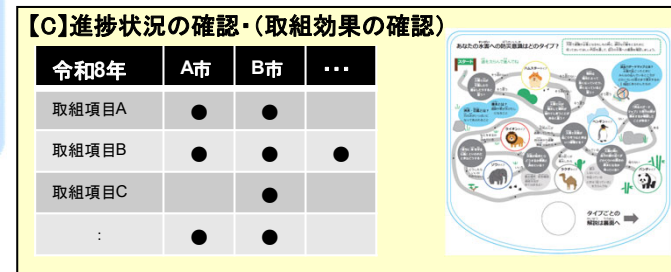
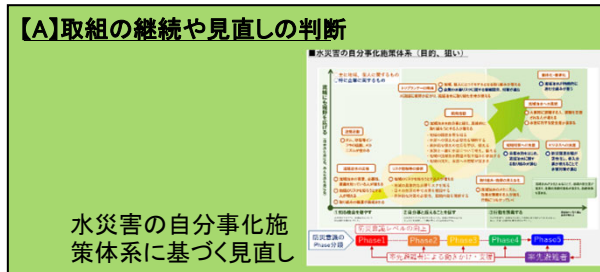
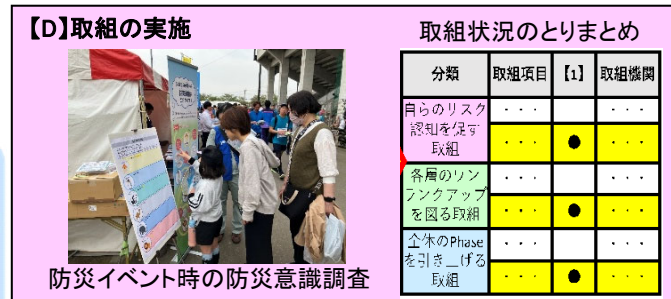
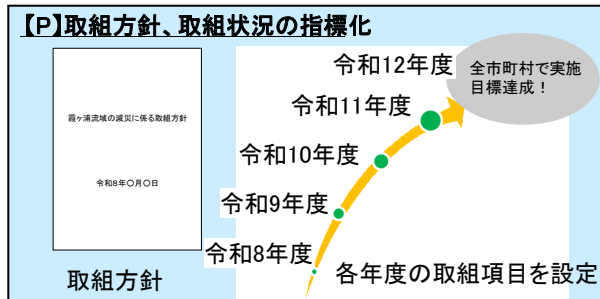
【主な協議事項】

・円滑かつ迅速な避難体制を始めとする浸水防止・軽減に関する事項

2. 次期取組方針の検討方針

1) 次期取組方針の運用

- これまでの取組方針のフォローアップ結果と住民防災意識調査を踏まえ、今後の減災対策を加速させるには、地域自らが必要な対策を選択・評価・改善する“PDCAサイクル”の構築が不可欠である。
- 特に霞ヶ浦河川事務所管内においては、防災意識調査結果に基づき、「流域治水の自分事化」を促すフォローアップを継続的に実施していく必要がある。
- 具体的には、地域の防災意識や浸水リスク、市町村の取組状況を分析して重点取組を立案する。その際、「まるごとまちごとハザードマップ」の展開や防災教育、マイ・タイムライン研修会といった、流域治水の自分事化を進める対応策を重点取組に反映することが重要である。
- これらの優良事例を水平展開することで地域主導の取組を推進し、継続的なフォローアップを通じて、市町村や地域主体による自律的な対策の見直しを図っていく。



PDCAによる計画的な取組方針のフォローアップイメージ

3) 次期取組方針における4つの視点

● 次期取組方針を改定するために、令和4年6月改定以降、減災を取り巻く環境は大きく変容しており、それらがもたらす社会情勢の変化等を次期取組方針検討の視点とし、更新する取組項目等の箇所を選定する。

フォローアップ結果における課題

- ①人材不足・体制強化、②計画・情報の理解不足や策定の困難さ、③施設や資機材の整備計画・配置計画の検討段階、④住民への情報伝達・防災意識の向上、⑤実践的な訓練の実施不足・社会情勢への適応

4つの視点

改定の視点	更新の背景・理由	主な取組の例	フォローアップにおける課題との対応
1.市町村へのフォローアップ結果	関係市町村の課題やニーズ、これまでの取り組みの評価を反映するため	各市町村の実施・整備状況、国や都道府県への要望事項、市町村間の共通課題に対応	①～⑤
2.流域治水プロジェクト	流域治水プロジェクトを受けて実施された対策を反映するため	流域治水プロジェクトによるハード・ソフト対策(堤防整備、マイ・タイムライン等)を盛り込んだ最新の治水対策、流域対策	⑤
3.自分事化に資する活動	住民一人ひとりの防災意識を高めるため	学校における防災教育、地域コミュニティでの取り組み、高齢者・外国人への配慮に関する内容	②、④
4.時点更新	・最新のデータや社会・人口動態の変化、新たな要請を反映するため	・新たな災害の追加、社会・人口動態の変化(高齢者人口の割合の増加)、要配慮者利用施設への避難確保計画作成、災害対策基本法改正など最新の法的・社会的要請	⑤
	・頻発・激甚化する災害や国の取り組みに対応するため (社会情勢の変化)	・流域治水協議会における取組内容、自分事化検討会の提言内容	⑤
	・ICTやAI、IoT技術の進展を災害対策に取り入れるため (デジタル・テクノロジーの活用)	・AIによる災害予測・情報分析、SNS・スマートフォンアプリ、ドローン活用などに関する項目	①、⑤
	・公助だけでなく、自助・共助を促す枠組みを強化するため (民間との連携)	・企業の事業継続計画(BCP)策定支援など、民間との連携に関する項目	①、⑤

次期取組方針(案)の減災のための目標の検討方針

次期取組方針(案)の作成

- 次期取組方針に向けた4つの視点をもとに、関係市町村へのフォローアップ結果、住民防災意識調査結果等を踏まえて、次期取組方針(案)を作成した。
- 表の左側に現行の取組方針の内容を記載し、表の右側に次期取組方針(案)として、現状、課題及び主な取組内容等の追記または削除する更新箇所を記載する。

次期取組方針(案)の更新内容

- ・ はじめに:取組方針の改定の経緯等の内容を追加
- ・ 霞ヶ浦流域の概要と主な課題:令和元年10月東日本台風の概要を追加
- ・ 現状の取組状況:市町村へのフォローアップ結果を踏まえて更新
- ・ 5年間で達成すべき目標、目標を達成するための3つの取組、重点項目:住民防災意識調査結果を踏まえて更新

次期取組方針(案)の減災のための目標の検討

- 霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針において、流域治水プロジェクトの取組方針とともに、住民防災意識調査及び「流域治水の自分事化」の提言を踏まえて、「5年間で達成すべき目標」、「目標を達成するための3つの取組」を更新し、新たに「重点項目」を設定する。

5年間で達成すべき目標(案)

第一期(H28～R2)	第二期(R3～R7)	第三期(R8～R12)
<p>【5年間で達成すべき目標】 霞ヶ浦における大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。</p>	<p>【5年間で達成すべき目標】 霞ヶ浦における大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。</p>	<p>【5年間で達成すべき目標】 霞ヶ浦における大規模水害に対し、流域治水の自分事化の取組を推進し、関係機関が協働して、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。</p>
		<p>【変更理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意識変革を強く促す。 ・ 流域治水を「自分事」と捉えることで、防災意識が行動に変わり、近年激甚化する水害に対応する「流域治水2.0」を社会全体で機能させることができるため。

次期取組方針(案)の減災のための目標の検討

目標を達成するための3つの取組

第一期(H28~R2)	第二期(R3~R7)	第三期(R8~R12)
<p>【目標を達成するための3つの取組】</p> <ul style="list-style-type: none">①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組	<p>【目標を達成するための3つの取組】</p> <ul style="list-style-type: none">①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組	<p>【目標を達成するための3つの取組】</p> <ul style="list-style-type: none">①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組
		<ul style="list-style-type: none">・ 変更なし

次期取組方針(案)の減災のための目標の検討

重点項目の設定

第一期(H28～R2)	第二期(R3～R7)	第三期(R8～R12)
取組方針に重点項目の記載なし	取組方針に重点項目の記載なし	<p>霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針において、流域治水プロジェクト、住民防災意識調査及び「流域治水の自分事化」の提言を踏まえて、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。</p> <p>特に、以下の3項目について、霞ヶ浦流域で重点的に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none">①リスクを自分事化する:日常生活や身近なイベントで防災に触れる機会の創出による自分事化②リーダーが旗を振る:リーダーの役割の構築と主体的に活動できる地域環境の整備③防災力の底上げ:多様な世代が関心を持つ活動展開と参加層の拡大による防災力の底上げ
		(次頁へ続く)

次期取組方針(案)の減災のための目標の検討

重点項目の設定

第一期(H28～R2)	第二期(R3～R7)	第三期(R8～R12)
		<p>【追加理由】</p> <ul style="list-style-type: none">• リスクの認知と自分ごと化を図り、行動の入り口へ導くことで、フェイズ1～3の人口をフェイズ4以上へ押し上げる。• 地域防災を担うリーダーの育成と、助け合いの仕組みを構築することで、フェイズ4、フェイズ5の行動力・影響力を強化し、他者の避難を促進する。• 防災意識を段階的に高め、具体的な行動をとる人の割合を増やすことで、全フェイズを通じて継続的に防災意識の底上げを図る。

5ヶ年取組の現状と課題、次期取組に向けた要点(1/2)

- 次期取組方針の改訂にあたって、令和4年6月の改定以降、減災を取り巻く環境は大きく変容していることから、①市町村へのフォローアップ結果、②流域治水プロジェクトの視点及び意見交換会で出た意見を反映し、(R8～12)次期取組に向けた要点を整理した。

具体的な取組の柱		事項	(R8-R12)次期取組に向けた要点	進捗率が低い ため進捗率を 高めていく 取組項目	進捗率が高いが より進捗率を 高めていく 取組項目	流域治水プロジェクトとの 整合 青字: 文言の修正 ※追加無	意見交換会・意見照 会の意見 赤字: 文言修正
旧No.	新No.						
霧ヶ浦流域の減災に係る取組項目		赤字: 意見交換会・意見照会の意見を踏まえた文言の修正 ※流域治水プロジェクトの項目は、既存の項目の中に含まれるため追加なし					
具体的取組							
1. ハード対策の主な取組							
(1) 洪水を河川内で安全に流す対策							
1	1	①優先的に実施する堤防整備	継続実施				
2	2	②優先的に実施する波浪対策	継続実施				
3	3	③危機管理型ハード対策	継続実施				
(2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備							
4	4	①雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	継続実施				
5	5	②防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続実施				
6	6	③水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	継続実施				
7	7	④簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	継続実施				
8	8	⑤浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	継続実施				
9	9	⑥内水被害危険箇所の対策、排水ポンプの準備	継続実施				
10	10	⑦重要インフラの機能確保を図るため、病院、市役所など重要施設の雨水排水整備の実施	継続実施				
11	11	⑧河川防災ステーションの整備	継続実施				
12	12	⑨庁舎等の防災拠点の強化	継続実施				
2. ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組							
(1) 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等							
13	13	①想定最大規模降雨による浸水想定区域図の公表	継続実施				
14	14	②想定最大規模降雨による氾濫シミュレーションの公表	継続実施				
15	15	③広域避難計画の策定	継続実施				
16	16	④広域避難や外国人等を考慮したハザードマップの作成・周知等	継続実施: 意見交換会の結果を踏まえ、「外国人等」という文言を追加				○
17	17	⑤まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	継続実施: 進捗率が高いが、予算確保等の課題を踏まえ、看板等の設置に向け、計画的な整備・拡充が必要		○		
18	18	⑥要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続実施: 進捗率が高いが、計画作成の徹底に加え、策定済みの施設における水害を対象とした避難訓練の継続的支援が必要		○		
(2) 避難指示の発令に着目したタイムラインの作成							
19	19	①防災気象情報の改善に伴う避難指示の発令に着目したタイムラインの作成	継続実施: 意見照会の結果を踏まえ、「防災気象情報の改善に伴う」の文言を追加。				○
20	20	②避難指示の発令の判断基準に基づいた、マイ・タイムラインの作成	継続実施				
21	21	③「マイ・タイムライン」作成講習の実施	継続実施				
22	22	④タイムラインに基づく実践的な訓練	継続実施: 進捗率が高いが、単独実施の難しさや防災訓練のマンネリ化という課題を踏まえ、実践的な訓練を実施していく必要		○		
23	-	⑤気象情報発信時の「危険度の色分け表示」、「警報級の現象になる可能性の情報提供」や「メッシュ情報の充実化」等の改善	取組完了: 意見照会の結果より気象庁の取組は引き続き提供していくが、現時点では一通り完了しているため。				○
24	23	⑤洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	継続実施				

5ヶ年取組の現状と課題、次期取組に向けた要点(2/2)

具体的な取組の柱		事項	(R8-R12)次期取組に向けた要点	進捗率が低いため進捗率を高めていく取組項目	進捗率が高いがより質を高めていく取組項目	流域治水プロジェクトとの整合 青字:文言の修正 ※追加無	意見交換会・意見照会の意見 赤字:文言修正
旧No.	新No.						
震ヶ浦流域の減災に係る取組項目 赤字:意見交換会・意見照会の意見を踏まえた文言の修正 ※流域治水プロジェクトの項目は、既存の項目の中に含まれるため追加なし							
2. ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組							
(3)防災教育や防災知識の普及							
25	24	①水災害に事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続実施				
26	25	②水防災に関する説明会の開催・イベント等を活用した広報の実施	継続実施:意見交換会の結果を踏まえ、「イベント等を活用した」という文言を追加				○
27	26	③教員を対象とした講習会の実施	継続実施				
28	27	④小中学生を対象とした防災教育の実施	継続実施:意見交換会の結果を踏まえ、中学生も含むように文言を修正				○
29	28	⑤出前講座等を活用した講習会の実施	継続実施:進捗率が高いが、地域や学校等からの要望に応じた講習会の開催や地域が自走した講習会の実施等を検討する必要		○		
30	29	⑥プッシュ型の洪水予報等の情報発信及びSNS等による情報発信	継続実施:意見交換会を踏まえ、広義な情報発信となるよう「SNS等による情報発信」を追加				○
31	30	⑦水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供	継続実施:進捗率が高いが、新規設置の負担を考慮し、国や県の既存設備を活用して市町村HP等へリンクし情報を提供等の情報発信の工夫が必要		○		
32	31	⑧許可工作物管理者への防災教育の実施	継続実施:進捗率が低いため、許可工作物管理者への防災教育を支援していく必要	○			
2. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組							
(1)より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化							
33	32	①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続実施				
34	33	②水防団同士の連絡体制の確保	継続実施				
35	34	③水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	継続実施:進捗率が高いが、人員不足等の課題を考慮し、国等の共同点検への参加を軸に、地域住民の参加方法を検討していく必要		○		
36	35	④関係機関が連携した実働水防訓練の実施	継続実施				
37	36	⑤水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	継続実施:進捗率が高いが、消防団が兼務する実情を踏まえ消防団員の募集を強化しつつ、協力団体の指定を検討する必要		○		
38	37	⑥地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続実施				
39	38	⑦内水被害危険箇所の把握及び情報共有	継続実施:進捗率が高いが、過去の被害状況等から危険箇所を把握し、水防団等の関係機関との情報共有を引き続き継続・徹底する必要		○		
40	39	⑧重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	継続実施				
41	40	⑨水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	継続実施				
42	41	⑩水防訓練の充実	継続実施				
43	42	⑪水防関係者間での連携、協力に関する検討	継続実施				
2. ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組							
(1)排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施							
44	43	①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	継続実施:進捗率が低いため、実施率を上げるために支援していく必要。	○			
45	44	②排水訓練の実施	継続実施:進捗率が低いため、各種訓練との合同実施を含め開催方法等を改善していく必要	○			
46	45	③内水被害危険箇所の排水計画(案)の作成	継続実施:進捗率が低いため、まず排水計画(案)策定に向けて支援していく必要	○			
47	46	④排水設備の耐水化	継続実施:進捗率が低いため、耐水化計画策定のために支援していく必要	○			
48	47	⑤排水準備計画の作成	継続実施:進捗率が低いため、計画策定に向けて検討する必要	○			

2-2. 次期取組方針の新旧対照表

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）	見直し案	変更内容
1. はじめに	<p>平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。</p> <p>このことから、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の改革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。</p> <p>霞ヶ浦※流域では、「水防災意識社会」の再構築に向けて地域住民の安全・安心を担う沿川の16市町村（土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、香取市）、稲敷地方広域市町村圏事務組合、茨城県、千葉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、国土交通省関東地方整備局で構成される「霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成28年5月30日に設立した。</p> <p>本協議会では、霞ヶ浦流域における洪水の特徴、現状の取組と課題を踏まえ、令和2年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、検討を進め、その結果を「霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。</p> <p>また、平成30年12月13日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」が答申された。この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。</p> <p>これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が平成31年1月29日に改定された。令和元年9月から10月は複数の台風の影響により、関東地方全域で大雨となり、霞ヶ浦流域では様々な被害が発生した。</p> <p>このような情勢を踏まえ、令和2年9月に日本貨物鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社の鉄道事業者が協議会に加わった。本協議会では、これまでの取組方針に対し、令和7年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、取組方針の一部改定を行った。</p>	<p>平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。</p> <p>このことから、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の改革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。</p> <p>霞ヶ浦※流域では、「水防災意識社会」の再構築に向けて地域住民の安全・安心を担う沿川の16市町村（土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、香取市）、稲敷地方広域市町村圏事務組合、茨城県、千葉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、国土交通省関東地方整備局で構成される「霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成28年5月30日に設立した。</p> <p>本協議会では、霞ヶ浦流域における洪水の特徴、現状の取組と課題を踏まえ、令和2年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、検討を進め、その結果を「霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。</p> <p>また、平成30年12月13日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」が答申された。この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。</p> <p>これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が平成31年1月29日に改定された。令和元年9月から10月は複数の台風の影響により、関東地方全域で大雨となり、霞ヶ浦流域では様々な被害が発生した。</p> <p>令和2年7月、社会資本整備審議会は気候変動に対応するため、あらゆる関係者が協働する「流域治水」への転換を答申した。これを受け、令和3年3月に「流域治水プロジェクト」が策定され、同年7月には関連法が施行された。</p> <p>このような情勢を踏まえ、令和2年9月に日本貨物鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社の鉄道事業者が協議会に加わった。さらに令和5年8月には、住民や企業の主体的な行動を促す「水災害の自分事化」の行動計画が公表された。これにより、個人のリスク認知から、流域全体の被害や対策の全体像を捉えた行動の深化へと、取組が推進されることとなった。本協議会では、これまでの取組方針に対し、令和12年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、取組方針の一部改定を行った。</p>	<p>1. 流域治水プロジェクトの策定を追加</p> <p>2. 流域治水の自分事化検討会とりまとめを追加</p>

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）	見直し案	変更内容																																																																																																																																								
	<p>本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。</p> <p>※常陸利根川、横利根川、霞ヶ浦（西浦）、鰐川、北浦の5河川を総称して霞ヶ浦という。</p>	<p>本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。</p> <p>※常陸利根川、横利根川、霞ヶ浦（西浦）、鰐川、北浦の5河川を総称して霞ヶ浦という。</p>																																																																																																																																									
2. 本協議会の構成員	<p>本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「関係機関」という。）は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="454 541 1484 1659"> <thead> <tr> <th>構成機関</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土浦市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>石岡市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>龍ヶ崎市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>鹿嶋市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>潮来市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>稲敷市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>かすみがうら市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>神栖市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>行方市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>鉾田市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>小美玉市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>美浦村</td><td>村長</td></tr> <tr><td>阿見町</td><td>町長</td></tr> <tr><td>河内町</td><td>町長</td></tr> <tr><td>利根町</td><td>町長</td></tr> <tr><td>香取市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>稲敷地方広域市町村圏事務組合</td><td>管理者</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>防災・危機管理部 防災・危機管理課長</td></tr> <tr><td></td><td>土木部河川課長</td></tr> <tr><td></td><td>水戸土木事務所長</td></tr> <tr><td></td><td>潮来土木事務所長</td></tr> <tr><td></td><td>土浦土木事務所長</td></tr> <tr><td></td><td>鉾田工事事務所長</td></tr> <tr><td></td><td>竜ヶ崎工事事務所長</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>防災危機管理部防災対策課長</td></tr> <tr><td></td><td>県土整備部河川環境課長</td></tr> <tr><td></td><td>香取土木事務所長</td></tr> <tr><td>独立行政法人水資源機構</td><td>利根川下流総合管理所長</td></tr> <tr><td>日本貨物鉄道株式会社</td><td>安全推進部長</td></tr> <tr><td>鹿島臨海鉄道株式会社</td><td>代表取締役専務</td></tr> <tr><td>気象庁</td><td>水戸地方気象台長</td></tr> <tr><td></td><td>銚子地方気象台長</td></tr> <tr><td>国土交通省関東地方整備局</td><td>霞ヶ浦河川事務所長</td></tr> </tbody> </table>	構成機関	構成員	土浦市	市長	石岡市	市長	龍ヶ崎市	市長	鹿嶋市	市長	潮来市	市長	稲敷市	市長	かすみがうら市	市長	神栖市	市長	行方市	市長	鉾田市	市長	小美玉市	市長	美浦村	村長	阿見町	町長	河内町	町長	利根町	町長	香取市	市長	稲敷地方広域市町村圏事務組合	管理者	茨城県	防災・危機管理部 防災・危機管理課長		土木部河川課長		水戸土木事務所長		潮来土木事務所長		土浦土木事務所長		鉾田工事事務所長		竜ヶ崎工事事務所長	千葉県	防災危機管理部防災対策課長		県土整備部河川環境課長		香取土木事務所長	独立行政法人水資源機構	利根川下流総合管理所長	日本貨物鉄道株式会社	安全推進部長	鹿島臨海鉄道株式会社	代表取締役専務	気象庁	水戸地方気象台長		銚子地方気象台長	国土交通省関東地方整備局	霞ヶ浦河川事務所長	<p>本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「関係機関」という。）は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1513 541 2543 1659"> <thead> <tr> <th>構成機関</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土浦市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>石岡市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>龍ヶ崎市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>鹿嶋市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>潮来市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>稲敷市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>かすみがうら市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>神栖市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>行方市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>鉾田市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>小美玉市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>美浦村</td><td>村長</td></tr> <tr><td>阿見町</td><td>町長</td></tr> <tr><td>河内町</td><td>町長</td></tr> <tr><td>利根町</td><td>町長</td></tr> <tr><td>香取市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>稲敷地方広域市町村圏事務組合</td><td>管理者</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>防災・危機管理部 防災・危機管理課長</td></tr> <tr><td></td><td>土木部災害・防災対策監兼河川課長</td></tr> <tr><td></td><td>水戸土木事務所長</td></tr> <tr><td></td><td>潮来土木事務所長</td></tr> <tr><td></td><td>土浦土木事務所長</td></tr> <tr><td></td><td>鉾田工事事務所長</td></tr> <tr><td></td><td>竜ヶ崎工事事務所長</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>防災危機管理部防災対策課長</td></tr> <tr><td></td><td>県土整備部河川環境課長</td></tr> <tr><td></td><td>香取土木事務所長</td></tr> <tr><td>独立行政法人水資源機構</td><td>利根川下流総合管理所長</td></tr> <tr><td>日本貨物鉄道株式会社</td><td>安全推進部長</td></tr> <tr><td>鹿島臨海鉄道株式会社</td><td>代表取締役専務</td></tr> <tr><td>気象庁</td><td>水戸地方気象台長</td></tr> <tr><td></td><td>銚子地方気象台長</td></tr> <tr><td>国土交通省関東地方整備局</td><td>霞ヶ浦河川事務所長</td></tr> </tbody> </table>	構成機関	構成員	土浦市	市長	石岡市	市長	龍ヶ崎市	市長	鹿嶋市	市長	潮来市	市長	稲敷市	市長	かすみがうら市	市長	神栖市	市長	行方市	市長	鉾田市	市長	小美玉市	市長	美浦村	村長	阿見町	町長	河内町	町長	利根町	町長	香取市	市長	稲敷地方広域市町村圏事務組合	管理者	茨城県	防災・危機管理部 防災・危機管理課長		土木部 災害・防災対策監兼河川課長		水戸土木事務所長		潮来土木事務所長		土浦土木事務所長		鉾田工事事務所長		竜ヶ崎工事事務所長	千葉県	防災危機管理部防災対策課長		県土整備部河川環境課長		香取土木事務所長	独立行政法人水資源機構	利根川下流総合管理所長	日本貨物鉄道株式会社	安全推進部長	鹿島臨海鉄道株式会社	代表取締役専務	気象庁	水戸地方気象台長		銚子地方気象台長	国土交通省関東地方整備局	霞ヶ浦河川事務所長	3. 役職の更新
構成機関	構成員																																																																																																																																										
土浦市	市長																																																																																																																																										
石岡市	市長																																																																																																																																										
龍ヶ崎市	市長																																																																																																																																										
鹿嶋市	市長																																																																																																																																										
潮来市	市長																																																																																																																																										
稲敷市	市長																																																																																																																																										
かすみがうら市	市長																																																																																																																																										
神栖市	市長																																																																																																																																										
行方市	市長																																																																																																																																										
鉾田市	市長																																																																																																																																										
小美玉市	市長																																																																																																																																										
美浦村	村長																																																																																																																																										
阿見町	町長																																																																																																																																										
河内町	町長																																																																																																																																										
利根町	町長																																																																																																																																										
香取市	市長																																																																																																																																										
稲敷地方広域市町村圏事務組合	管理者																																																																																																																																										
茨城県	防災・危機管理部 防災・危機管理課長																																																																																																																																										
	土木部河川課長																																																																																																																																										
	水戸土木事務所長																																																																																																																																										
	潮来土木事務所長																																																																																																																																										
	土浦土木事務所長																																																																																																																																										
	鉾田工事事務所長																																																																																																																																										
	竜ヶ崎工事事務所長																																																																																																																																										
千葉県	防災危機管理部防災対策課長																																																																																																																																										
	県土整備部河川環境課長																																																																																																																																										
	香取土木事務所長																																																																																																																																										
独立行政法人水資源機構	利根川下流総合管理所長																																																																																																																																										
日本貨物鉄道株式会社	安全推進部長																																																																																																																																										
鹿島臨海鉄道株式会社	代表取締役専務																																																																																																																																										
気象庁	水戸地方気象台長																																																																																																																																										
	銚子地方気象台長																																																																																																																																										
国土交通省関東地方整備局	霞ヶ浦河川事務所長																																																																																																																																										
構成機関	構成員																																																																																																																																										
土浦市	市長																																																																																																																																										
石岡市	市長																																																																																																																																										
龍ヶ崎市	市長																																																																																																																																										
鹿嶋市	市長																																																																																																																																										
潮来市	市長																																																																																																																																										
稲敷市	市長																																																																																																																																										
かすみがうら市	市長																																																																																																																																										
神栖市	市長																																																																																																																																										
行方市	市長																																																																																																																																										
鉾田市	市長																																																																																																																																										
小美玉市	市長																																																																																																																																										
美浦村	村長																																																																																																																																										
阿見町	町長																																																																																																																																										
河内町	町長																																																																																																																																										
利根町	町長																																																																																																																																										
香取市	市長																																																																																																																																										
稲敷地方広域市町村圏事務組合	管理者																																																																																																																																										
茨城県	防災・危機管理部 防災・危機管理課長																																																																																																																																										
	土木部 災害・防災対策監兼河川課長																																																																																																																																										
	水戸土木事務所長																																																																																																																																										
	潮来土木事務所長																																																																																																																																										
	土浦土木事務所長																																																																																																																																										
	鉾田工事事務所長																																																																																																																																										
	竜ヶ崎工事事務所長																																																																																																																																										
千葉県	防災危機管理部防災対策課長																																																																																																																																										
	県土整備部河川環境課長																																																																																																																																										
	香取土木事務所長																																																																																																																																										
独立行政法人水資源機構	利根川下流総合管理所長																																																																																																																																										
日本貨物鉄道株式会社	安全推進部長																																																																																																																																										
鹿島臨海鉄道株式会社	代表取締役専務																																																																																																																																										
気象庁	水戸地方気象台長																																																																																																																																										
	銚子地方気象台長																																																																																																																																										
国土交通省関東地方整備局	霞ヶ浦河川事務所長																																																																																																																																										

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）	見直し案	変更内容
<p>3. 霞ヶ浦流域の概要と主な課題</p>	<p>■霞ヶ浦流域の地形的特徴 霞ヶ浦の多くは湖岸の背後に台地を望み、湖岸と台地との間には海跡湖の名残として湖岸段丘が形成されている。また、霞ヶ浦（西浦）右岸下流部から常陸利根川にかけての利根川と霞ヶ浦に挟まれた地域では、標高が低く平坦な地形が広がっている。 霞ヶ浦は治水及び利水の機能を確保するため常陸川水門による水位管理を行っており、降雨等により管理水位を上回った場合には、常陸利根川を介して利根川に洪水を流下させている。なお、霞ヶ浦へは流域の54河川等から洪水が流入するのに対し、常陸利根川からのみの流下であり、常陸川水門も利根川本川の洪水や潮位変動を考慮した操作となるため、湖水位は高い状態が長く継続する。</p> <p>■過去の被害状況と河川改修の状況 過去の洪水では、平成3年10月に戦後最高水位Y.P.+2.50mを記録し、溢水※1や内水氾濫等により床上・床下浸水が272戸発生した。また、水位の低い段階から発生した高波浪により、22箇所、約2,500mにわたって湖岸堤の侵食等の被害が発生した。このため、無堤区間の堤防整備や波浪対策を実施している。</p> <p>■霞ヶ浦流域の社会経済等の状況 霞ヶ浦の浸水想定氾濫区域内には約10万人が居住しており、総被害額は1.5兆円を超える。またJR常磐線、JR鹿島線や東関東自動車道、国道51号線などが浸水想定氾濫区域内にあり浸水被害が発生した場合には、鹿島臨海工業地帯への影響など周辺地区も含めた社会経済への影響が懸念される。 このような状況から、霞ヶ浦流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応への取組が急務となっている。</p> <p>■霞ヶ浦での主な課題 霞ヶ浦の堤防は計画の高さが一定であり、湖水位の上昇により堤防からの越水等が複数箇所ですべて同時発生する可能性がある。また、広い湖面を有することから台風の接近により水位が低い段階から吹き寄せや高波浪が発生し越水が発生する可能性もある。この越水や高波浪による湖岸堤の侵食、決壊※2が懸念される。 また、湖水位の高い状態が長く継続することから、長期間にわたる監視や水防活動が必要であり、さらに、決壊した場合には利根川と霞ヶ浦に挟まれた地域では氾濫域が広範囲となり、特に干拓事業が行われた地域では浸水深が深くなるといった課題がある。</p> <p>※1. 溢水とは、堤防の無い所から川の水があふれ出ること。 ※2. 決壊とは、堤防が崩壊し川の水が堤防から流れ出すこと。</p>	<p>■霞ヶ浦流域の地形的特徴 霞ヶ浦の多くは湖岸の背後に台地を望み、湖岸と台地との間には海跡湖の名残として湖岸段丘が形成されている。また、霞ヶ浦（西浦）右岸下流部から常陸利根川にかけての利根川と霞ヶ浦に挟まれた地域では、標高が低く平坦な地形が広がっている。 霞ヶ浦は治水及び利水の機能を確保するため常陸川水門による水位管理を行っており、降雨等により管理水位を上回った場合には、常陸利根川を介して利根川に洪水を流下させている。なお、霞ヶ浦へは流域の54河川等から洪水が流入するのに対し、常陸利根川からのみの流下であり、常陸川水門も利根川本川の洪水や潮位変動を考慮した操作となるため、湖水位は高い状態が長く継続する。</p> <p>■過去の被害状況と河川改修の状況 過去の洪水では、平成3年10月に戦後最高水位Y.P.+2.50mを記録し、溢水※1や内水氾濫等により床上・床下浸水が272戸発生した。また、水位の低い段階から発生した高波浪により、22箇所、約2,500mにわたって湖岸堤の侵食等の被害が発生した。このため、無堤区間の堤防整備や波浪対策を実施している。</p> <p>■霞ヶ浦流域の社会経済等の状況 霞ヶ浦の浸水想定氾濫区域内には約10万人が居住しており、総被害額は1.5兆円を超える。またJR常磐線、JR鹿島線や東関東自動車道、国道51号線などが浸水想定氾濫区域内にあり浸水被害が発生した場合には、鹿島臨海工業地帯への影響など周辺地区も含めた社会経済への影響が懸念される。 このような状況から、霞ヶ浦流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応への取組が急務となっている。</p> <p>■霞ヶ浦での主な課題 霞ヶ浦の堤防は計画の高さが一定であり、湖水位の上昇により堤防からの越水等が複数箇所ですべて同時発生する可能性がある。また、広い湖面を有することから台風の接近により水位が低い段階から吹き寄せや高波浪が発生し越水が発生する可能性もある。この越水や高波浪による湖岸堤の侵食、決壊※2が懸念される。 また、湖水位の高い状態が長く継続することから、長期間にわたる監視や水防活動が必要であり、さらに、決壊した場合には利根川と霞ヶ浦に挟まれた地域では氾濫域が広範囲となり、特に干拓事業が行われた地域では浸水深が深くなるといった課題がある。</p> <p>※1. 溢水とは、堤防の無い所から川の水があふれ出ること。 ※2. 決壊とは、堤防が崩壊し川の水が堤防から流れ出すこと。</p>	

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）	見直し案	変更内容												
4. 現状の取組状況・課題	<p>霞ヶ浦流域における減災対策について、各構成員が現在実施している洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての取組及び課題を抽出した結果を以下に示す。</p> <p>① 情報伝達等に関する事項（1/4）</p> <table border="1" data-bbox="457 394 1472 1297"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定される浸水リスクの周知</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○霞ヶ浦流域において、計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を霞ヶ浦河川事務所ホームページ等で公表している。 ○マイ・タイムライン作成講座など、浸水リスク等を認識していただけるような取り組みを順次実施している。 ○洪水防災に関わる情報を、生活空間である町の中に標識として表示し、まちを立体的なハザードマップとして見立てていく「まるごとまちごとハザードマップ」を順次実施している。 ○浸水リスクの周知方法として「ハザードマップポータルサイト」を公開している。 ○想定最大外力に基づいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを整備し、住民に配布等している。 ○県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を公表している。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○より大規模な氾濫による浸水被害発生にも備える危機管理体制を検討するため、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を前提とした氾濫シミュレーションの公表が必要。 ○洪水浸水想定区域等が十分に住民に認識されていない。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	課題	想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○霞ヶ浦流域において、計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を霞ヶ浦河川事務所ホームページ等で公表している。 ○マイ・タイムライン作成講座など、浸水リスク等を認識していただけるような取り組みを順次実施している。 ○洪水防災に関わる情報を、生活空間である町の中に標識として表示し、まちを立体的なハザードマップとして見立てていく「まるごとまちごとハザードマップ」を順次実施している。 ○浸水リスクの周知方法として「ハザードマップポータルサイト」を公開している。 ○想定最大外力に基づいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを整備し、住民に配布等している。 ○県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○より大規模な氾濫による浸水被害発生にも備える危機管理体制を検討するため、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を前提とした氾濫シミュレーションの公表が必要。 ○洪水浸水想定区域等が十分に住民に認識されていない。 	<p>霞ヶ浦流域における減災対策について、各構成員が現在実施している洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての取組及び課題を抽出した結果を以下に示す。</p> <p>① 情報伝達等に関する事項（1/4）</p> <table border="1" data-bbox="1519 394 2534 1335"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定される浸水リスクの周知</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○霞ヶ浦流域において、想定最大規模等の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を霞ヶ浦河川事務所ホームページ等で公表している。 ○マイ・タイムライン作成講座など、浸水リスク等を認識していただけるような取り組みを順次実施している。 ○洪水防災に関わる情報を、生活空間である町の中に標識として表示し、まちを立体的なハザードマップとして見立てていく「まるごとまちごとハザードマップ」を順次実施している。 ○浸水リスクの周知方法として「ハザードマップポータルサイト」を公開している。 ○多くの市町村では想定最大外力に基づいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを整備し、住民に配布等している。 ○県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を公表している。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○より大規模な氾濫による浸水被害発生にも備える危機管理体制を検討するため、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を前提とした氾濫シミュレーションの公表が必要。 ○洪水浸水想定区域等が十分に住民に認識されていない。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	課題	想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○霞ヶ浦流域において、想定最大規模等の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を霞ヶ浦河川事務所ホームページ等で公表している。 ○マイ・タイムライン作成講座など、浸水リスク等を認識していただけるような取り組みを順次実施している。 ○洪水防災に関わる情報を、生活空間である町の中に標識として表示し、まちを立体的なハザードマップとして見立てていく「まるごとまちごとハザードマップ」を順次実施している。 ○浸水リスクの周知方法として「ハザードマップポータルサイト」を公開している。 ○多くの市町村では想定最大外力に基づいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを整備し、住民に配布等している。 ○県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○より大規模な氾濫による浸水被害発生にも備える危機管理体制を検討するため、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を前提とした氾濫シミュレーションの公表が必要。 ○洪水浸水想定区域等が十分に住民に認識されていない。 	<p>4. 時点更新</p> <p>5. 時点更新</p>
項目	現状	課題													
想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○霞ヶ浦流域において、計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を霞ヶ浦河川事務所ホームページ等で公表している。 ○マイ・タイムライン作成講座など、浸水リスク等を認識していただけるような取り組みを順次実施している。 ○洪水防災に関わる情報を、生活空間である町の中に標識として表示し、まちを立体的なハザードマップとして見立てていく「まるごとまちごとハザードマップ」を順次実施している。 ○浸水リスクの周知方法として「ハザードマップポータルサイト」を公開している。 ○想定最大外力に基づいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを整備し、住民に配布等している。 ○県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○より大規模な氾濫による浸水被害発生にも備える危機管理体制を検討するため、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を前提とした氾濫シミュレーションの公表が必要。 ○洪水浸水想定区域等が十分に住民に認識されていない。 													
項目	現状	課題													
想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○霞ヶ浦流域において、想定最大規模等の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を霞ヶ浦河川事務所ホームページ等で公表している。 ○マイ・タイムライン作成講座など、浸水リスク等を認識していただけるような取り組みを順次実施している。 ○洪水防災に関わる情報を、生活空間である町の中に標識として表示し、まちを立体的なハザードマップとして見立てていく「まるごとまちごとハザードマップ」を順次実施している。 ○浸水リスクの周知方法として「ハザードマップポータルサイト」を公開している。 ○多くの市町村では想定最大外力に基づいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを整備し、住民に配布等している。 ○県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○より大規模な氾濫による浸水被害発生にも備える危機管理体制を検討するため、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を前提とした氾濫シミュレーションの公表が必要。 ○洪水浸水想定区域等が十分に住民に認識されていない。 													

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）			見直し案			変更内容
4. 現状の取組状況・課題	① 情報伝達等に関する事項（2/4）			① 情報伝達等に関する事項（2/4）			
	洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	<p>○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知することとしている。</p> <p>○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、霞ヶ浦河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）している。</p> <p>○霞ヶ浦河川事務所防災担当者から関係自治体防災担当者に対して情報伝達（副ホットライン）している。</p> <p>○緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を行っている。</p> <p>○危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを整備し、配信している。</p> <p>○大雨特別警報の警報への切替時に「洪水への警報呼びかけ」の改善として今後の洪水の見込みについての情報発表を行うこととしている。</p>	<p>○洪水予報の発令実績が無いため、受信する自治体において、洪水予報の取扱いに関して十分に周知されていないことが懸念される。</p> <p>○防災情報が発表等されても情報の意味などがわかりにくく、住民の適切な行動に活かされない。</p>	洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	<p>○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁共同発表）を市町村向けに通知することとしている。</p> <p>○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、霞ヶ浦河川事務所長から関係市町村首長に対して情報伝達（ホットライン）している。</p> <p>○霞ヶ浦河川事務所防災担当者から関係市町村防災担当者に対して情報伝達（副ホットライン）している。</p> <p>○緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を行っている。</p> <p>○危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを整備し、配信している。</p> <p>○大雨特別警報の警報への切替時に「洪水への警報呼びかけ」の改善として今後の洪水の見込みについての情報発表を行うこととしている。</p>	<p>○洪水予報の発令実績が無いため、受信する市町村において、洪水予報の取扱いに関して十分に周知されていないことが懸念される。</p> <p>○防災情報が発表等されても情報の意味などがわかりにくく、住民の適切な行動に活かされない。</p>	6. 文言の修正
	避難指示等の発令基準	<p>○地域防災計画に記載しその内容に基づき発令している。</p> <p>○殆どの自治体ではタイムラインを作成し発令基準としている。</p> <p>○国交省や気象台からのホットライン及びリエゾンからの情報を参考に発令を行っている。</p>	<p>○タイムラインを作成していない一部の自治体では、具体的な発令基準の設定、防災計画への記載が必要。</p> <p>○避難指示等の判断においては避難対象地域が必要以上に広範囲となるため、伝達マニュアルを整備する必要がある。</p> <p>○夜間や早朝における避難指示等の発令がされた場合、円滑かつ迅速な避難ができない恐れがある。</p>	避難指示等の発令基準	<p>○地域防災計画に記載しその内容に基づき発令している。</p> <p>○殆どの市町村では避難指示の発令に着目したタイムラインを作成し発令基準としている。</p> <p>○国交省や気象台からのホットライン及びリエゾンからの情報を参考に発令を行っている。</p>	<p>○避難指示の発令に着目したタイムラインを作成していない一部の市町村では、具体的な発令基準の設定、防災計画への記載が必要。</p> <p>○避難指示等の判断においては避難対象地域が必要以上に広範囲となるため、伝達マニュアルを整備する必要がある。</p> <p>○夜間や早朝における避難指示等の発令がされた場合、円滑かつ迅速な避難ができない恐れがある。</p>	7. 時点更新 8. 文言の修正

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）			見直し案			変更内容																							
4. 現状の取組状況・課題	① 情報伝達等に関する事項（3/4）			① 情報伝達等に関する事項（3/4）																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="463 319 641 361">項目</th> <th data-bbox="652 319 1062 361">現状</th> <th data-bbox="1074 319 1486 361">課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="463 369 641 947">避難場所・避難経路</td> <td data-bbox="652 369 1062 947">○避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップ等で周知している。</td> <td data-bbox="1074 369 1486 947">○洪水ハザードマップが十分に認知されていない。 ○避難場所への避難経路が洪水ハザードマップ等に表記されていない。 ○浸水域が広く広域避難を必要とする地域では隣接市町村との協定締結（広域避難）が必要。（4市協定締結） ○新型コロナウイルスによる感染症対策として、避難所の収容人数の制限や感染症対策を講じた運営などの対応が必要である。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	課題	避難場所・避難経路	○避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップ等で周知している。		○洪水ハザードマップが十分に認知されていない。 ○避難場所への避難経路が洪水ハザードマップ等に表記されていない。 ○浸水域が広く広域避難を必要とする地域では隣接市町村との協定締結（広域避難）が必要。（4市協定締結） ○新型コロナウイルスによる感染症対策として、避難所の収容人数の制限や感染症対策を講じた運営などの対応が必要である。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="664 963 1050 1005">項目</th> <th data-bbox="1062 963 1486 1005">現状</th> <th data-bbox="1498 963 2119 1005">課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="664 1014 1050 1528">住民等への情報伝達の体制や方法</td> <td data-bbox="1062 1014 1486 1528">○雨量・水位情報等を「川の防災情報、SNS、NHK データ放送、ヤフー」など複数の手段により伝達している。 ○避難情報を防災行政無線、広報車などにより伝達している。 ○エリアメールやツイッター等により情報を伝達している。 ○防災対応型エリア放送やコミュニティーFMIにて情報を伝達している。</td> <td data-bbox="1498 1014 2119 1528">○情報取得手段が住民に十分に伝わっていない。 ○防災行政無線や広報車による情報は、悪天時に聞き取りにくくなる事が懸念される。 ○多くの住民に情報配信するための手段が必要である。 ○外国人や観光客に向けた情報伝達が十分ではない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	課題	住民等への情報伝達の体制や方法	○雨量・水位情報等を「川の防災情報、SNS、NHK データ放送、ヤフー」など複数の手段により伝達している。 ○避難情報を防災行政無線、広報車などにより伝達している。 ○エリアメールやツイッター等により情報を伝達している。 ○防災対応型エリア放送やコミュニティーFMIにて情報を伝達している。	○情報取得手段が住民に十分に伝わっていない。 ○防災行政無線や広報車による情報は、悪天時に聞き取りにくくなる事が懸念される。 ○多くの住民に情報配信するための手段が必要である。 ○外国人や観光客に向けた情報伝達が十分ではない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1522 319 1700 361">項目</th> <th data-bbox="1712 319 2122 361">現状</th> <th data-bbox="2133 319 2546 361">課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1522 369 1700 947">避難場所・避難経路</td> <td data-bbox="1712 369 2122 947">○避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップ等で周知している。</td> <td data-bbox="2133 369 2546 947">○洪水ハザードマップが十分に認知されていない。 ○避難場所への避難経路が洪水ハザードマップ等に表記されていない。 ○浸水域が広く広域避難を必要とする地域では隣接市町村との協定締結（広域避難）が必要。（4市協定締結等） ○感染症対策として、避難所の収容人数の制限や感染症対策を講じた運営などの対応が必要である。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	課題	避難場所・避難経路	○避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップ等で周知している。	○洪水ハザードマップが十分に認知されていない。 ○避難場所への避難経路が洪水ハザードマップ等に表記されていない。 ○浸水域が広く広域避難を必要とする地域では隣接市町村との協定締結（広域避難）が必要。（4市協定締結等） ○感染症対策として、避難所の収容人数の制限や感染症対策を講じた運営などの対応が必要である。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1546 963 1694 1005">項目</th> <th data-bbox="1706 963 2119 1005">現状</th> <th data-bbox="2131 963 2555 1005">課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1546 1014 1694 1528">住民等への情報伝達の体制や方法</td> <td data-bbox="1706 1014 2119 1528">○雨量・水位情報等を「川の防災情報、SNS、NHK データ放送、ヤフー」など複数の手段により伝達している。 ○避難情報を防災行政無線、広報車などにより伝達している。 ○エリアメールやX等により情報を伝達している。 ○防災対応型エリア放送やコミュニティーFMIにて情報を伝達している。</td> <td data-bbox="2131 1014 2555 1528">○情報取得手段が住民に十分に伝わっていない。 ○防災行政無線や広報車による情報は、悪天時に聞き取りにくくなる事が懸念される。 ○多くの住民に情報配信するための手段が必要である。 ○外国人や観光客に向けた情報伝達が十分ではない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	課題	住民等への情報伝達の体制や方法	○雨量・水位情報等を「川の防災情報、SNS、NHK データ放送、ヤフー」など複数の手段により伝達している。 ○避難情報を防災行政無線、広報車などにより伝達している。 ○エリアメールやX等により情報を伝達している。 ○防災対応型エリア放送やコミュニティーFMIにて情報を伝達している。	○情報取得手段が住民に十分に伝わっていない。 ○防災行政無線や広報車による情報は、悪天時に聞き取りにくくなる事が懸念される。 ○多くの住民に情報配信するための手段が必要である。 ○外国人や観光客に向けた情報伝達が十分ではない。	9. 文言の修正
	項目	現状	課題																											
	避難場所・避難経路	○避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップ等で周知している。	○洪水ハザードマップが十分に認知されていない。 ○避難場所への避難経路が洪水ハザードマップ等に表記されていない。 ○浸水域が広く広域避難を必要とする地域では隣接市町村との協定締結（広域避難）が必要。（4市協定締結） ○新型コロナウイルスによる感染症対策として、避難所の収容人数の制限や感染症対策を講じた運営などの対応が必要である。																											
項目	現状	課題																												
住民等への情報伝達の体制や方法	○雨量・水位情報等を「川の防災情報、SNS、NHK データ放送、ヤフー」など複数の手段により伝達している。 ○避難情報を防災行政無線、広報車などにより伝達している。 ○エリアメールやツイッター等により情報を伝達している。 ○防災対応型エリア放送やコミュニティーFMIにて情報を伝達している。	○情報取得手段が住民に十分に伝わっていない。 ○防災行政無線や広報車による情報は、悪天時に聞き取りにくくなる事が懸念される。 ○多くの住民に情報配信するための手段が必要である。 ○外国人や観光客に向けた情報伝達が十分ではない。																												
項目	現状	課題																												
避難場所・避難経路	○避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップ等で周知している。	○洪水ハザードマップが十分に認知されていない。 ○避難場所への避難経路が洪水ハザードマップ等に表記されていない。 ○浸水域が広く広域避難を必要とする地域では隣接市町村との協定締結（広域避難）が必要。（4市協定締結等） ○感染症対策として、避難所の収容人数の制限や感染症対策を講じた運営などの対応が必要である。																												
項目	現状	課題																												
住民等への情報伝達の体制や方法	○雨量・水位情報等を「川の防災情報、SNS、NHK データ放送、ヤフー」など複数の手段により伝達している。 ○避難情報を防災行政無線、広報車などにより伝達している。 ○エリアメールやX等により情報を伝達している。 ○防災対応型エリア放送やコミュニティーFMIにて情報を伝達している。	○情報取得手段が住民に十分に伝わっていない。 ○防災行政無線や広報車による情報は、悪天時に聞き取りにくくなる事が懸念される。 ○多くの住民に情報配信するための手段が必要である。 ○外国人や観光客に向けた情報伝達が十分ではない。																												
10. 時点更新																														

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）			見直し案			変更内容												
4. 現状の取組状況・課題	<p>① 情報伝達等に関する事項（4/4）</p> <table border="1" data-bbox="460 304 1478 955"> <thead> <tr> <th data-bbox="460 304 652 367">項目</th> <th data-bbox="652 304 1062 367">現状</th> <th data-bbox="1062 304 1478 367">課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="460 367 652 955">避難誘導體制</td> <td data-bbox="652 367 1062 955"> <ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導は、市職員、警察、消防団員、自主防災組織等の各組織が実施している。 ○要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めている。 ○大規模水害に関する広域避難計画を4市町で策定している。 ○河川巡視等の水防活動を行う消防団が避難誘導等の任務も担っている。 </td> <td data-bbox="1062 367 1478 955"> <ul style="list-style-type: none"> ○職員、警察、水防団員（消防団員）の具体的な役割分担が設定されていない。 ○地区単位での安全な避難経路が確保されていない。 ○広範囲での浸水に対し、避難誘導に十分な人員の確保は困難。 ○住民自らが適切な避難行動を行い、逃げ遅れを無くすための取り組みが必要である。 ○要配慮者利用施設の避難確保計画に基づいた訓練を行う必要がある。 ○広範囲の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町間の避難誘導體制など、自治体間の連携が必要である。 </td> </tr> </tbody> </table>			項目	現状	課題	避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導は、市職員、警察、消防団員、自主防災組織等の各組織が実施している。 ○要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めている。 ○大規模水害に関する広域避難計画を4市町で策定している。 ○河川巡視等の水防活動を行う消防団が避難誘導等の任務も担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員、警察、水防団員（消防団員）の具体的な役割分担が設定されていない。 ○地区単位での安全な避難経路が確保されていない。 ○広範囲での浸水に対し、避難誘導に十分な人員の確保は困難。 ○住民自らが適切な避難行動を行い、逃げ遅れを無くすための取り組みが必要である。 ○要配慮者利用施設の避難確保計画に基づいた訓練を行う必要がある。 ○広範囲の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町間の避難誘導體制など、自治体間の連携が必要である。 	<p>① 情報伝達等に関する事項（4/4）</p> <table border="1" data-bbox="1519 304 2537 955"> <thead> <tr> <th data-bbox="1519 304 1712 367">項目</th> <th data-bbox="1712 304 2122 367">現状</th> <th data-bbox="2122 304 2537 367">課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1519 367 1712 955">避難誘導體制</td> <td data-bbox="1712 367 2122 955"> <ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導は、市町村職員、警察、消防団員、自主防災組織等の各組織が実施している。 ○要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び計画に基づいた訓練を進めている。 ○大規模水害に関する広域避難計画を複数の市町村で策定している。 ○河川巡視等の水防活動を行う消防団が避難誘導等の任務も担っている。 </td> <td data-bbox="2122 367 2537 955"> <ul style="list-style-type: none"> ○職員、警察、水防団員（消防団員）の具体的な役割分担が設定されていない。 ○地区単位での安全な避難経路が確保されていない。 ○広範囲での浸水に対し、避難誘導に十分な人員の確保は困難。 ○住民自らが適切な避難行動を行い、逃げ遅れを無くすための取り組みが必要である。 ○要配慮者利用施設において避難確保計画に基づいた実効性のある訓練を行う必要がある。 ○広範囲の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町村間の避難誘導體制など、市町村間の連携が必要である。 </td> </tr> </tbody> </table>			項目	現状	課題	避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導は、市町村職員、警察、消防団員、自主防災組織等の各組織が実施している。 ○要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び計画に基づいた訓練を進めている。 ○大規模水害に関する広域避難計画を複数の市町村で策定している。 ○河川巡視等の水防活動を行う消防団が避難誘導等の任務も担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員、警察、水防団員（消防団員）の具体的な役割分担が設定されていない。 ○地区単位での安全な避難経路が確保されていない。 ○広範囲での浸水に対し、避難誘導に十分な人員の確保は困難。 ○住民自らが適切な避難行動を行い、逃げ遅れを無くすための取り組みが必要である。 ○要配慮者利用施設において避難確保計画に基づいた実効性のある訓練を行う必要がある。 ○広範囲の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町村間の避難誘導體制など、市町村間の連携が必要である。 	<p>11. 文言の修正</p> <p>12. フォローアップ結果を反映</p> <p>13. 文言の修正</p> <p>14. フォローアップ結果を反映</p> <p>15. 文言の修正</p>
項目	現状	課題																	
避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導は、市職員、警察、消防団員、自主防災組織等の各組織が実施している。 ○要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めている。 ○大規模水害に関する広域避難計画を4市町で策定している。 ○河川巡視等の水防活動を行う消防団が避難誘導等の任務も担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員、警察、水防団員（消防団員）の具体的な役割分担が設定されていない。 ○地区単位での安全な避難経路が確保されていない。 ○広範囲での浸水に対し、避難誘導に十分な人員の確保は困難。 ○住民自らが適切な避難行動を行い、逃げ遅れを無くすための取り組みが必要である。 ○要配慮者利用施設の避難確保計画に基づいた訓練を行う必要がある。 ○広範囲の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町間の避難誘導體制など、自治体間の連携が必要である。 																	
項目	現状	課題																	
避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導は、市町村職員、警察、消防団員、自主防災組織等の各組織が実施している。 ○要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び計画に基づいた訓練を進めている。 ○大規模水害に関する広域避難計画を複数の市町村で策定している。 ○河川巡視等の水防活動を行う消防団が避難誘導等の任務も担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員、警察、水防団員（消防団員）の具体的な役割分担が設定されていない。 ○地区単位での安全な避難経路が確保されていない。 ○広範囲での浸水に対し、避難誘導に十分な人員の確保は困難。 ○住民自らが適切な避難行動を行い、逃げ遅れを無くすための取り組みが必要である。 ○要配慮者利用施設において避難確保計画に基づいた実効性のある訓練を行う必要がある。 ○広範囲の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町村間の避難誘導體制など、市町村間の連携が必要である。 																	

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）			見直し案			変更内容
4. 現状の取組状況・課題	② 水防に関する事項（1/1）			② 水防に関する事項（1/2）			16. 文言の修正
	項目	現状	課題	項目	現状	課題	
	河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省や茨城県では基準観測所の水位により「水防警報」を発令している。 ○重大災害が発生する恐れがある場合には、霞ヶ浦河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）している。 ○霞ヶ浦河川事務所防災担当者から関係自治体防災担当者に対して情報伝達（副ホットライン）している。 ○出水期前に、国、県、自治体、水防団（消防団）、地域住民等と重要水防箇所の共同点検を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体の防災担当だけでは、専門的な知識が無い為、判断等に不安があるため、防災知識の共有を図る必要がある。 ○霞ヶ浦だけでは無く、流入河川の氾濫や内水対策に関する情報が必要。 ○共同点検等を実施しているが、氾濫危険水位出水時の霞ヶ浦水位の上昇傾向等、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有に向けて継続的に取り組んでいく必要がある。 	河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省や茨城県では基準観測所の水位により「水防警報」を発令している。 ○重大災害が発生する恐れがある場合には、霞ヶ浦河川事務所長から関係市町村首長に対して情報伝達（ホットライン）している。 ○霞ヶ浦河川事務所防災担当者から関係市町村防災担当者に対して情報伝達（副ホットライン）している。 ○出水期前に、国、県、市町村、水防団（消防団）、地域住民等と重要水防箇所の共同点検を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の防災担当だけでは、専門的な知識が無い為、判断等に不安があるため、防災知識の共有を図る必要がある。 ○霞ヶ浦だけでは無く、流入河川の氾濫や内水対策に関する情報が必要。 ○共同点検等を実施しているが、氾濫危険水位出水時の霞ヶ浦水位の上昇傾向等、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有に向けて継続的に取り組んでいく必要がある。 	
	河川の巡視区間	<ul style="list-style-type: none"> ○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。 ○霞ヶ浦は強風により吹き寄せが生じた場合には設定した危険箇所（堤防高不足箇所等）以外でも越水や洗掘が発生する可能性がある。 ○台風等の進路により風向が異なるため、波浪を受ける箇所の予測が困難。 ○点検箇所に対し必要な時間と人員が不足している。 	河川の巡視区間	<ul style="list-style-type: none"> ○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。 ○霞ヶ浦は強風により吹き寄せが生じた場合には設定した危険箇所（堤防高不足箇所等）以外でも越水や洗掘が発生する可能性がある。 ○台風等の進路により風向が異なるため、波浪を受ける箇所の予測が困難。 ○点検箇所に対し必要な時間と人員が不足している。 	

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）			見直し案			変更内容
4. 現状の取組状況・課題	② 水防に関する事項（2/2）			② 水防に関する事項（2/2）			
	項目	現状	課題	項目	現状	課題	
	水防資機材の整備状況	<p>○土のう袋やロープ、ブルーシートなど一定数量の水防資機材を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。</p> <p>○迅速化、省力化を図るため、新技術を活用した水防資機材等の整備を進めている。</p> <p>○大規模災害等の発生時に国土交通省から被災自治体ヘリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行っている。</p>	○装備品等の十分な補充等を常に行うのは財政的に厳しい。	水防資機材の整備状況	<p>○土のう袋やロープ、ブルーシートなど一定数量の水防資機材を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。</p> <p>○迅速化、省力化を図るため、新技術を活用した水防資機材等の整備を進めている。</p> <p>○大規模災害等の発生時に国土交通省から被災市町村ヘリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行っている。</p>	○装備品等の十分な補充等を常に行うのは財政的に厳しい。	
	自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>○大規模な水害時には、庁舎等が浸水し機能が低下・停止する恐れがある。</p> <p>○耐水対策として、自家発電装置の嵩上げを実施している。</p> <p>○庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。</p>	○庁舎等の耐水化等が図られていない。	市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>○大規模な水害時には、庁舎等が浸水し機能が低下・停止する恐れがある。</p> <p>○耐水対策として、自家発電装置の嵩上げを実施している。</p> <p>○庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。</p>	○一部機関において庁舎等の耐水化等が図られていない。	

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）			見直し案			変更内容																								
	<p>③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="457 306 1472 953"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水施設排水資 機材の操作・運用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○河川管理施設の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。 ○霞ヶ浦の水位が高い場合、内水は自然排水できずポンプにより強制排水している。 ○大規模氾濫を想定した緊急排水計画を進めている。 ○大規模出水時等における排水機場等の操作に関する情報が共有され、連絡体制が確立している。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○操作規則が管理者に策定されていない許可工作物（排水樋門等）がある。 ○小規模な内水被害はポンプ排水で対応しているが、決壊等の大規模被害には自治体単独では対処できない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 河川管理施設の整備に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="457 1129 1472 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堤防等河川管理施設の現状の整備状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○計画に対し堤防断面が不足している区間の整備を行っている。 ○高波浪を考慮した護岸や離岸堤による波浪対策を行っている。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○無堤区間や波浪対策の未実施区間では、水害の発生に対するリスクが高い。 </td> </tr> </tbody> </table>			項目	現状	課題	排水施設排水資 機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理施設の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。 ○霞ヶ浦の水位が高い場合、内水は自然排水できずポンプにより強制排水している。 ○大規模氾濫を想定した緊急排水計画を進めている。 ○大規模出水時等における排水機場等の操作に関する情報が共有され、連絡体制が確立している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○操作規則が管理者に策定されていない許可工作物（排水樋門等）がある。 ○小規模な内水被害はポンプ排水で対応しているが、決壊等の大規模被害には自治体単独では対処できない。 	項目	現状	課題	堤防等河川管理施設の現状の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○計画に対し堤防断面が不足している区間の整備を行っている。 ○高波浪を考慮した護岸や離岸堤による波浪対策を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○無堤区間や波浪対策の未実施区間では、水害の発生に対するリスクが高い。 	<p>① 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="1519 306 2534 953"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水施設排水資 機材の操作・運用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○河川管理施設の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。 ○霞ヶ浦の水位が高い場合、内水は自然排水できずポンプにより強制排水している。 ○大規模氾濫を想定した緊急排水計画を進めている。 ○大規模出水時等における排水機場等の操作に関する情報が共有され、連絡体制が確立している。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○操作規則が管理者に策定されていない許可工作物（排水樋門等）がある。 ○小規模な内水被害はポンプ排水で対応しているが、決壊等の大規模被害には市町村単独では対処できない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 河川管理施設の整備に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="1519 1129 2534 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堤防等河川管理施設の現状の整備状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○計画に対し堤防断面が不足している区間の整備を行っている。 ○高波浪を考慮した護岸や離岸堤による波浪対策を行っている。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○無堤区間や波浪対策の未実施区間では、水害の発生に対するリスクが高い。 </td> </tr> </tbody> </table>			項目	現状	課題	排水施設排水資 機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理施設の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。 ○霞ヶ浦の水位が高い場合、内水は自然排水できずポンプにより強制排水している。 ○大規模氾濫を想定した緊急排水計画を進めている。 ○大規模出水時等における排水機場等の操作に関する情報が共有され、連絡体制が確立している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○操作規則が管理者に策定されていない許可工作物（排水樋門等）がある。 ○小規模な内水被害はポンプ排水で対応しているが、決壊等の大規模被害には市町村単独では対処できない。 	項目	現状	課題	堤防等河川管理施設の現状の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○計画に対し堤防断面が不足している区間の整備を行っている。 ○高波浪を考慮した護岸や離岸堤による波浪対策を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○無堤区間や波浪対策の未実施区間では、水害の発生に対するリスクが高い。 	<p>19. 文言の修正</p>
項目	現状	課題																													
排水施設排水資 機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理施設の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。 ○霞ヶ浦の水位が高い場合、内水は自然排水できずポンプにより強制排水している。 ○大規模氾濫を想定した緊急排水計画を進めている。 ○大規模出水時等における排水機場等の操作に関する情報が共有され、連絡体制が確立している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○操作規則が管理者に策定されていない許可工作物（排水樋門等）がある。 ○小規模な内水被害はポンプ排水で対応しているが、決壊等の大規模被害には自治体単独では対処できない。 																													
項目	現状	課題																													
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○計画に対し堤防断面が不足している区間の整備を行っている。 ○高波浪を考慮した護岸や離岸堤による波浪対策を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○無堤区間や波浪対策の未実施区間では、水害の発生に対するリスクが高い。 																													
項目	現状	課題																													
排水施設排水資 機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理施設の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。 ○霞ヶ浦の水位が高い場合、内水は自然排水できずポンプにより強制排水している。 ○大規模氾濫を想定した緊急排水計画を進めている。 ○大規模出水時等における排水機場等の操作に関する情報が共有され、連絡体制が確立している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○操作規則が管理者に策定されていない許可工作物（排水樋門等）がある。 ○小規模な内水被害はポンプ排水で対応しているが、決壊等の大規模被害には市町村単独では対処できない。 																													
項目	現状	課題																													
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○計画に対し堤防断面が不足している区間の整備を行っている。 ○高波浪を考慮した護岸や離岸堤による波浪対策を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○無堤区間や波浪対策の未実施区間では、水害の発生に対するリスクが高い。 																													

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）	見直し案	変更内容
5. 減災のための目標	<p>円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施する事で、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。</p> <p>【5年間で達成すべき目標】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>霞ヶ浦における大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。</p> </div> <p>【目標を達成するための3つの取組】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組</p> <p>② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組</p> <p>③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組</p> </div> <p>※大規模水害……想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害 ※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態 ※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態</p>	<p>円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施する事で、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。</p> <p>【5年間で達成すべき目標】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>霞ヶ浦流域における大規模水害に対し、流域治水の自分事化の取組を推進し、関係主体が協働して「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。</p> </div> <p>【目標を達成するための3つの取組】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組</p> <p>② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組</p> <p>③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組</p> </div> <p>※大規模水害……想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害 ※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態 ※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態</p>	<p>20. 流域治水プロジェクト、住民防災意識調査、自分事化を目標に反映</p>

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）	見直し案	変更内容																				
		<p>霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針において、流域治水プロジェクト、住民防災意識調査及び「流域治水の自分事化」の提言を踏まえて、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。</p> <p>特に、以下の3項目について、霞ヶ浦流域で重点的に取り組んでいく。</p> <p>①リスクを自分事化する：日常生活や身近なイベントで防災に触れる機会の創出による自分事化</p> <p>②リーダーが旗を振る：リーダーの役割の構築と主体的に活動できる地域環境の整備</p> <p>③防災力の底上げ：多様な世代が関心を持つ活動展開と参加層の拡大による防災力の底上げ</p>	21. 流域治水プロジェクト、住民防災意識調査、自分事化を反映した重点項目を追加																				
6. 概ね5年で実施する取組	<p>氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。</p> <p>1) ハード対策の主な取組</p> <p>各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－1参照）</p> <table border="1" data-bbox="454 919 1472 1276"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">■洪水を湖・河川内で安全に流す対策</td> <td>・優先的に実施する堤防整備【関東地整、茨城県】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・優先的に実施する波浪対策【関東地整】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・危機管理型ハード対策【関東地整】</td> <td>順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な取組項目	目標時期	■洪水を湖・河川内で安全に流す対策	・優先的に実施する堤防整備【関東地整、茨城県】	平成28年度から順次実施	・優先的に実施する波浪対策【関東地整】	平成28年度から順次実施	・危機管理型ハード対策【関東地整】	順次実施	<p>氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。</p> <p>1) ハード対策の主な取組</p> <p>各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－1参照）</p> <table border="1" data-bbox="1513 919 2531 1276"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">■洪水を湖・河川内で安全に流す対策</td> <td>・優先的に実施する堤防整備【関東地整、茨城県】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・優先的に実施する波浪対策【関東地整】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・危機管理型ハード対策【関東地整】</td> <td>順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な取組項目	目標時期	■洪水を湖・河川内で安全に流す対策	・優先的に実施する堤防整備【関東地整、茨城県】	平成28年度から順次実施	・優先的に実施する波浪対策【関東地整】	平成28年度から順次実施	・危機管理型ハード対策【関東地整】	順次実施	
項目	主な取組項目	目標時期																					
■洪水を湖・河川内で安全に流す対策	・優先的に実施する堤防整備【関東地整、茨城県】	平成28年度から順次実施																					
	・優先的に実施する波浪対策【関東地整】	平成28年度から順次実施																					
	・危機管理型ハード対策【関東地整】	順次実施																					
項目	主な取組項目	目標時期																					
■洪水を湖・河川内で安全に流す対策	・優先的に実施する堤防整備【関東地整、茨城県】	平成28年度から順次実施																					
	・優先的に実施する波浪対策【関東地整】	平成28年度から順次実施																					
	・危機管理型ハード対策【関東地整】	順次実施																					

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）			見直し案			変更内容
6. 概ね5年で実施する取組	項目	主な取組項目	目標時期	項目	主な取組項目	目標時期	
	■避難行動、水防活動排水活動に資する基盤等の整備	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備【関東地整、茨城県】	平成28年度から順次実施	■避難行動、水防活動排水活動に資する基盤等の整備	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備【関東地整、茨城県】	平成28年度から順次実施	
		・防災行政無線の改良(デジタル化)、防災ラジオ、ディスプレイ付戸別受信機の配布等【市町村】	平成28年度から順次実施		・防災行政無線の改良(デジタル化)、防災ラジオ、ディスプレイ付戸別受信機の配布等【市町村】	平成28年度から順次実施	
		・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施		・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施	
		・水位計(危機管理型水位計含む)や量水標、CCTVカメラ(監視用カメラ含む)等の設置【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施		・水位計(危機管理型水位計含む)や量水標、CCTVカメラ(監視用カメラ含む)等の設置【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施	
		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化【関東地整、市町村】	平成28年度から順次実施		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化【関東地整、市町村】	平成28年度から順次実施	
		・内水被害危険箇所の対策、排水ポンプの準備【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施		・内水被害危険箇所の対策、排水ポンプの準備【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施	
		・重要インフラの機能確保を図るため、病院、市役所など重要施設の雨水排水整備の実施【関東地整、茨城県、市町村】	順次実施		・重要インフラの機能確保を図るため、病院、市町村役場など重要施設の雨水排水整備の実施【関東地整、茨城県、市町村】	順次実施	
		・河川防災ステーションの整備【関東地整】	順次実施		・河川防災ステーションの整備【関東地整】	順次実施	
		・庁舎等の防災拠点の強化を図るため、災害拠点となる重要な通信中継施設の停電対策、通信機器の整備【関東地整、茨城県、市町村】	順次実施		・庁舎等の防災拠点の強化を図るため、災害拠点となる重要な通信中継施設の停電対策、通信機器の整備【関東地整、茨城県、市町村】	順次実施	

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）	見直し案	変更内容																																																					
6. 概ね5年で実施する取組	<p>2) ソフト対策の主な取組</p> <p>各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－2参照）</p> <p>①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組(1/2)</p> <table border="1" data-bbox="457 485 1478 1570"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</td> <td>・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表【関東地整、茨城県】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・協議会において広域避難計画(案)の策定【協議会全体】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等【市町村】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充【市町村】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成</td> <td>・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進【市町村】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・避難指示の発令に着目したタイムラインの作成【市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・避難指示の発令の判断基準に基づいた、マイ・タイムラインの作成。【関東地整、茨城県、市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・「マイ・タイムライン作成講習」の実施</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・タイムラインに基づく実践的な訓練【市町村】</td> <td>平成28年度から定期的に順次実施</td> </tr> <tr> <td>・気象情報発信時の「危険度の色分け表示」、「警報級の現象になる可能性の情報提供」や「メッシュ情報の充実化」等の改善【気象庁】</td> <td>平成29年度出水期</td> </tr> <tr> <td>・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）【関東地整】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な取組項目	目標時期	■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表【関東地整、茨城県】	平成28年度から実施	・協議会において広域避難計画(案)の策定【協議会全体】	平成28年度から順次実施	・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等【市町村】	平成28年度から実施	・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充【市町村】	平成28年度から実施	■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進【市町村】	平成28年度から実施	・避難指示の発令に着目したタイムラインの作成【市町村】	平成28年度から順次実施	・避難指示の発令の判断基準に基づいた、マイ・タイムラインの作成。【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施	・「マイ・タイムライン作成講習」の実施	平成28年度から順次実施	・タイムラインに基づく実践的な訓練【市町村】	平成28年度から定期的に順次実施	・気象情報発信時の「危険度の色分け表示」、「警報級の現象になる可能性の情報提供」や「メッシュ情報の充実化」等の改善【気象庁】	平成29年度出水期	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）【関東地整】	平成28年度から実施	<p>2) ソフト対策の主な取組</p> <p>各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－2参照）</p> <p>①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組(1/2)</p> <table border="1" data-bbox="1513 485 2534 1465"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</td> <td>・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表【関東地整、茨城県】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・協議会において広域避難計画(案)の策定【協議会全体】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・広域避難や外国人等を考慮したハザードマップの作成・周知等【協議会全体】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充【市町村】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成</td> <td>・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進【協議会全体】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・防災気象情報の改善に伴う避難指示の発令に着目したタイムラインの作成【協議会全体】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・避難指示の発令の判断基準に基づいた、マイ・タイムラインの作成【協議会全体】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・「マイ・タイムライン作成講習」の実施【協議会全体】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・タイムラインに基づく実践的な訓練【協議会全体】</td> <td>平成28年度から定期的に順次実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）【関東地整】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な取組項目	目標時期	■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表【関東地整、茨城県】	平成28年度から実施	・協議会において広域避難計画(案)の策定【協議会全体】	平成28年度から順次実施	・広域避難や外国人等を考慮したハザードマップの作成・周知等【協議会全体】	平成28年度から実施	・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充【市町村】	平成28年度から実施	■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進【協議会全体】	平成28年度から実施	・防災気象情報の改善に伴う避難指示の発令に着目したタイムラインの作成【協議会全体】	平成28年度から順次実施	・避難指示の発令の判断基準に基づいた、マイ・タイムラインの作成【協議会全体】	平成28年度から順次実施	・「マイ・タイムライン作成講習」の実施【協議会全体】	平成28年度から順次実施	・タイムラインに基づく実践的な訓練【協議会全体】	平成28年度から定期的に順次実施		・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）【関東地整】	平成28年度から実施	<p>23. 意見交換会の結果を反映</p> <p>24. 対象機関の修正</p> <p>25. 意見照会の結果「防災気象情報の改善に伴う」という文言を追加</p> <p>26. 対象機関の修正</p> <p>27. 実施主体を追記</p> <p>28. 対象機関の修正</p> <p>29. 意見照会の結果「気象情報発信時の「危険度の色分け表示」、「警報級の現象になる可能性の情報提供」や「メッシュ情報の充実化」等の改善【気象庁】」は取組完了と判断し削除</p>
項目	主な取組項目	目標時期																																																						
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表【関東地整、茨城県】	平成28年度から実施																																																						
	・協議会において広域避難計画(案)の策定【協議会全体】	平成28年度から順次実施																																																						
	・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等【市町村】	平成28年度から実施																																																						
	・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充【市町村】	平成28年度から実施																																																						
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進【市町村】	平成28年度から実施																																																						
	・避難指示の発令に着目したタイムラインの作成【市町村】	平成28年度から順次実施																																																						
	・避難指示の発令の判断基準に基づいた、マイ・タイムラインの作成。【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施																																																						
	・「マイ・タイムライン作成講習」の実施	平成28年度から順次実施																																																						
	・タイムラインに基づく実践的な訓練【市町村】	平成28年度から定期的に順次実施																																																						
	・気象情報発信時の「危険度の色分け表示」、「警報級の現象になる可能性の情報提供」や「メッシュ情報の充実化」等の改善【気象庁】	平成29年度出水期																																																						
	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）【関東地整】	平成28年度から実施																																																						
項目	主な取組項目	目標時期																																																						
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表【関東地整、茨城県】	平成28年度から実施																																																						
	・協議会において広域避難計画(案)の策定【協議会全体】	平成28年度から順次実施																																																						
	・広域避難や外国人等を考慮したハザードマップの作成・周知等【協議会全体】	平成28年度から実施																																																						
	・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充【市町村】	平成28年度から実施																																																						
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進【協議会全体】	平成28年度から実施																																																						
	・防災気象情報の改善に伴う避難指示の発令に着目したタイムラインの作成【協議会全体】	平成28年度から順次実施																																																						
	・避難指示の発令の判断基準に基づいた、マイ・タイムラインの作成【協議会全体】	平成28年度から順次実施																																																						
	・「マイ・タイムライン作成講習」の実施【協議会全体】	平成28年度から順次実施																																																						
	・タイムラインに基づく実践的な訓練【協議会全体】	平成28年度から定期的に順次実施																																																						
	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）【関東地整】	平成28年度から実施																																																						

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）	見直し案	変更内容																																								
6. 概ね5年で実施する取組	<p>①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="457 310 1478 1184"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">■防災教育や防災知識の普及</td> <td>・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置【協議会全体】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・水防災に関する説明会の開催・広報の実施【協議会全体】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・教員を対象とした講習会の実施【市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・小学生を対象とした防災教育の実施【市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・出前講座等を活用した講習会の実施【関東地整、茨城県、千葉県】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・プッシュ型の洪水予報等の情報発信【関東地整、茨城県】</td> <td>平成29年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供【関東地整、茨城県】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・許可工作物管理者への防災意識の向上【関東地整、茨城県、市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な取組項目	目標時期	■防災教育や防災知識の普及	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置【協議会全体】	平成28年度から順次実施	・水防災に関する説明会の開催・広報の実施【協議会全体】	平成28年度から順次実施	・教員を対象とした講習会の実施【市町村】	平成28年度から順次実施	・小学生を対象とした防災教育の実施【市町村】	平成28年度から順次実施	・出前講座等を活用した講習会の実施【関東地整、茨城県、千葉県】	平成28年度から順次実施	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信【関東地整、茨城県】	平成29年度から実施	・水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供【関東地整、茨城県】	平成28年度から順次実施	・許可工作物管理者への防災意識の向上【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施	<p>①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="1513 310 2534 1184"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">■防災教育や防災知識の普及</td> <td>・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置【協議会全体】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・水防災に関する説明会の開催・イベント等を活用した広報の実施【協議会全体】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・教員を対象とした講習会の実施【協議会全体】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・小中学生を対象とした防災教育の実施【協議会全体】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・出前講座等を活用した講習会の実施【協議会全体】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・プッシュ型の洪水予報等の情報発信及びSNS等による情報発信【協議会全体】</td> <td>平成29年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供【関東地整、茨城県、市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・許可工作物管理者への防災意識の向上【関東地整、茨城県、市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な取組項目	目標時期	■防災教育や防災知識の普及	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置【協議会全体】	平成28年度から順次実施	・水防災に関する説明会の開催・イベント等を活用した広報の実施【協議会全体】	平成28年度から順次実施	・教員を対象とした講習会の実施【協議会全体】	平成28年度から順次実施	・小中学生を対象とした防災教育の実施【協議会全体】	平成28年度から順次実施	・出前講座等を活用した講習会の実施【協議会全体】	平成28年度から順次実施	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信及びSNS等による情報発信【協議会全体】	平成29年度から実施	・水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施	・許可工作物管理者への防災意識の向上【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施	<p>30. 意見交換会の結果を反映</p> <p>31. 対象機関の修正</p> <p>32. 意見交換会の結果を反映</p> <p>33. 対象機関の修正</p> <p>34. 意見交換会の結果を反映</p> <p>35. 対象機関の修正</p>
項目	主な取組項目	目標時期																																									
■防災教育や防災知識の普及	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置【協議会全体】	平成28年度から順次実施																																									
	・水防災に関する説明会の開催・広報の実施【協議会全体】	平成28年度から順次実施																																									
	・教員を対象とした講習会の実施【市町村】	平成28年度から順次実施																																									
	・小学生を対象とした防災教育の実施【市町村】	平成28年度から順次実施																																									
	・出前講座等を活用した講習会の実施【関東地整、茨城県、千葉県】	平成28年度から順次実施																																									
	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信【関東地整、茨城県】	平成29年度から実施																																									
	・水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供【関東地整、茨城県】	平成28年度から順次実施																																									
	・許可工作物管理者への防災意識の向上【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施																																									
項目	主な取組項目	目標時期																																									
■防災教育や防災知識の普及	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置【協議会全体】	平成28年度から順次実施																																									
	・水防災に関する説明会の開催・イベント等を活用した広報の実施【協議会全体】	平成28年度から順次実施																																									
	・教員を対象とした講習会の実施【協議会全体】	平成28年度から順次実施																																									
	・小中学生を対象とした防災教育の実施【協議会全体】	平成28年度から順次実施																																									
	・出前講座等を活用した講習会の実施【協議会全体】	平成28年度から順次実施																																									
	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信及びSNS等による情報発信【協議会全体】	平成29年度から実施																																									
	・水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施																																									
	・許可工作物管理者への防災意識の向上【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施																																									

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）	見直し案	変更内容																																																				
6. 概ね5年で実施する取組	<p>② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組</p> <table border="1" data-bbox="457 310 1478 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化</td> <td>・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施【市町村】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・水防団同士の連絡体制の確保【市町村】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検【協議会全体】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・関係機関が連携した実働水防訓練の実施【協議会全体】</td> <td>引き続き定期的に実施</td> </tr> <tr> <td>・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進（広報誌、市のイベント、コミュニティーFM等）【市町村】</td> <td>引き続き実施</td> </tr> <tr> <td>・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築【市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・内水被害危険箇所の把握及び情報共有【茨城県、千葉県、市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】</td> <td>順次実施</td> </tr> <tr> <td>・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）【市町村】</td> <td>順次実施</td> </tr> <tr> <td>・水防訓練の充実【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】</td> <td>順次実施</td> </tr> <tr> <td>・水防関係者間での連携、協力に関する検討【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】</td> <td>順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な取組項目	目標時期	■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施【市町村】	平成28年度から実施	・水防団同士の連絡体制の確保【市町村】	平成28年度から実施	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検【協議会全体】	平成28年度から実施	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施【協議会全体】	引き続き定期的に実施	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進（広報誌、市のイベント、コミュニティーFM等）【市町村】	引き続き実施	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築【市町村】	平成28年度から順次実施	・内水被害危険箇所の把握及び情報共有【茨城県、千葉県、市町村】	平成28年度から順次実施	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	順次実施	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）【市町村】	順次実施	・水防訓練の充実【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	順次実施	・水防関係者間での連携、協力に関する検討【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	順次実施	<p>② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組</p> <table border="1" data-bbox="1513 310 2534 1276"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化</td> <td>・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施【市町村】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・水防団同士の連絡体制の確保【市町村】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検【協議会全体】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・関係機関が連携した実働水防訓練の実施【協議会全体】</td> <td>引き続き定期的に実施</td> </tr> <tr> <td>・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進（広報誌、市町村のイベント、コミュニティーFM等）【市町村】</td> <td>引き続き実施</td> </tr> <tr> <td>・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築【関東地整、市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・内水被害危険箇所の把握及び情報共有【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】</td> <td>順次実施</td> </tr> <tr> <td>・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）【茨城県、市町村】</td> <td>順次実施</td> </tr> <tr> <td>・水防訓練の充実【茨城県、千葉県、市町村】</td> <td>順次実施</td> </tr> <tr> <td>・水防関係者間での連携、協力に関する検討【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】</td> <td>順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な取組項目	目標時期	■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施【市町村】	平成28年度から実施	・水防団同士の連絡体制の確保【市町村】	平成28年度から実施	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検【協議会全体】	平成28年度から実施	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施【協議会全体】	引き続き定期的に実施	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進（広報誌、市町村のイベント、コミュニティーFM等）【市町村】	引き続き実施	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築【関東地整、市町村】	平成28年度から順次実施	・内水被害危険箇所の把握及び情報共有【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	平成28年度から順次実施	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	順次実施	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）【茨城県、市町村】	順次実施	・水防訓練の充実【茨城県、千葉県、市町村】	順次実施	・水防関係者間での連携、協力に関する検討【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	順次実施	<p>36. 文言の修正</p> <p>37. 対象機関の修正</p> <p>38. 対象機関の修正</p> <p>39. 対象機関の修正</p>
項目	主な取組項目	目標時期																																																					
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施【市町村】	平成28年度から実施																																																					
	・水防団同士の連絡体制の確保【市町村】	平成28年度から実施																																																					
	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検【協議会全体】	平成28年度から実施																																																					
	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施【協議会全体】	引き続き定期的に実施																																																					
	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進（広報誌、市のイベント、コミュニティーFM等）【市町村】	引き続き実施																																																					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築【市町村】	平成28年度から順次実施																																																					
	・内水被害危険箇所の把握及び情報共有【茨城県、千葉県、市町村】	平成28年度から順次実施																																																					
	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	順次実施																																																					
	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）【市町村】	順次実施																																																					
	・水防訓練の充実【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	順次実施																																																					
・水防関係者間での連携、協力に関する検討【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	順次実施																																																						
項目	主な取組項目	目標時期																																																					
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施【市町村】	平成28年度から実施																																																					
	・水防団同士の連絡体制の確保【市町村】	平成28年度から実施																																																					
	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検【協議会全体】	平成28年度から実施																																																					
	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施【協議会全体】	引き続き定期的に実施																																																					
	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進（広報誌、市町村のイベント、コミュニティーFM等）【市町村】	引き続き実施																																																					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築【関東地整、市町村】	平成28年度から順次実施																																																					
	・内水被害危険箇所の把握及び情報共有【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	平成28年度から順次実施																																																					
	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	順次実施																																																					
	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）【茨城県、市町村】	順次実施																																																					
	・水防訓練の充実【茨城県、千葉県、市町村】	順次実施																																																					
・水防関係者間での連携、協力に関する検討【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	順次実施																																																						

項目	現行（平成28年8月31日策定 令和4年6月10日改訂）	見直し案	変更内容																												
6. 概ね5年で実施する取組	<p>③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組</p> <table border="1" data-bbox="457 308 1475 867"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">■排水計（案）の作成及び排水訓練の実施</td> <td>・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、排水ポンプの設置箇所の選定まで行った大規模水害を想定した排水計画（案）の作成【協議会全体】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・排水訓練の実施【協議会全体】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・内水被害危険箇所の排水計画（案）の作成【市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・排水施設の耐水化【市町村】</td> <td>令和3年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・排水準備計画の作成【協議会全体】</td> <td>令和3年度から順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な取組項目	目標時期	■排水計（案）の作成及び排水訓練の実施	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、排水ポンプの設置箇所の選定まで行った大規模水害を想定した排水計画（案）の作成【協議会全体】	平成28年度から実施	・排水訓練の実施【協議会全体】	平成28年度から実施	・内水被害危険箇所の排水計画（案）の作成【市町村】	平成28年度から順次実施	・排水施設の耐水化【市町村】	令和3年度から順次実施	・排水準備計画の作成【協議会全体】	令和3年度から順次実施	<p>③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組</p> <table border="1" data-bbox="1516 308 2534 867"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施</td> <td>・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、排水ポンプの設置箇所の選定まで行った大規模水害を想定した排水計画（案）の作成【協議会全体】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・排水訓練の実施【協議会全体】</td> <td>平成28年度から実施</td> </tr> <tr> <td>・内水被害危険箇所の排水計画（案）の作成【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】</td> <td>平成28年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・排水施設の耐水化【関東地整、市町村】</td> <td>令和3年度から順次実施</td> </tr> <tr> <td>・排水準備計画の作成【協議会全体】</td> <td>令和3年度から順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な取組項目	目標時期	■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、排水ポンプの設置箇所の選定まで行った大規模水害を想定した排水計画（案）の作成【協議会全体】	平成28年度から実施	・排水訓練の実施【協議会全体】	平成28年度から実施	・内水被害危険箇所の排水計画（案）の作成【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	平成28年度から順次実施	・排水施設の耐水化【関東地整、市町村】	令和3年度から順次実施	・排水準備計画の作成【協議会全体】	令和3年度から順次実施	<p>40. 脱字の修正</p> <p>41. 対象機関の修正</p> <p>42. 対象機関の修正</p>
項目	主な取組項目	目標時期																													
■排水計（案）の作成及び排水訓練の実施	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、排水ポンプの設置箇所の選定まで行った大規模水害を想定した排水計画（案）の作成【協議会全体】	平成28年度から実施																													
	・排水訓練の実施【協議会全体】	平成28年度から実施																													
	・内水被害危険箇所の排水計画（案）の作成【市町村】	平成28年度から順次実施																													
	・排水施設の耐水化【市町村】	令和3年度から順次実施																													
	・排水準備計画の作成【協議会全体】	令和3年度から順次実施																													
項目	主な取組項目	目標時期																													
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、排水ポンプの設置箇所の選定まで行った大規模水害を想定した排水計画（案）の作成【協議会全体】	平成28年度から実施																													
	・排水訓練の実施【協議会全体】	平成28年度から実施																													
	・内水被害危険箇所の排水計画（案）の作成【関東地整、茨城県、千葉県、市町村】	平成28年度から順次実施																													
	・排水施設の耐水化【関東地整、市町村】	令和3年度から順次実施																													
	・排水準備計画の作成【協議会全体】	令和3年度から順次実施																													
7. フォローアップ	<p>各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。</p> <p>原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。</p> <p>なお、減災対策協議会は全国で実施されているため、今後、その他の協議会の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時取組方針を見直すこととする。</p>	<p>各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。</p> <p>原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。</p> <p>なお、減災対策協議会は全国で実施されているため、今後、その他の協議会の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時取組方針を見直すこととする。</p>																													

